

あんジョイプラン10（案） パブリックコメント制度による意見募集結果

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間：令和5年12月5日(火)～令和6年1月5日(金)
- (2) 周知の方法：広報あんじょう（12月号）及び市公式ウェブサイト
- (3) 閲覧場所：市高齢福祉課、へきしんギャラクシープラザ（安城市文化センター）、各地区公民館、市民交流センター、東祥アリーナ安城（市体育館）、青少年の家、図書情報館（アンフォーレ内）、社会福祉会館、各福祉センター、市公式ウェブサイト
- (4) 意見を提出できる人：①市内に在住・在勤・在学している ②市内に事業所などを有する ③市内で活動している ①～③いずれかに該当する人
- (5) 意見提出方法：住所・氏名とご意見を記入し、持参か郵送、ファクス、電子メール、あいち電子申請届出システムで市高齢福祉課まで提出

【意見区分】

A：ご意見を受けて加筆・修正したもの（11件）
 B：ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの（2件）
 C：現行案とおりにしたもの（12件）
 D：案に関連する質問など（81件）

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出人数：8名
- (2) 意見総数：106件
- (3) 提出方法：持参1件、郵送1件、ファクス2件、電子メール4件、あいち電子申請届出システム0件
- (4) 結果の公表：意見募集時と同じ閲覧場所及び市公式ウェブサイトにて公表

3 提出された意見及び市の考え方について

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
1	P1 構成について	「プラン」には、例えば「基本理念、基本目標、重点施策を定める」(P1)とあるが、それらの具体的記述は別ページにあり、読む者は、まず文書の構成の理解から始めなければならない。初めて目にするものには面倒で難解な印象を否めない。とりわけ、日ごろ活字に親しむ習慣の少ない人には、介護に望むことがあっても、パブリックコメントに応募しようという意欲は高まりかねると思う。	ご意見として承ります。	-	D
2	P1 計画策定にあたって	「・・・計画の策定にあたっては、国、県の計画をはじめ、安城市第9次総合計画や安城市地域福祉計画などの本市における関係諸計画と整合性を図り作成しました。・・・」とのことですが、「あんジョイプラン10（第9次安城市高齢者福祉計画・第9期安城市介護保険事業計画）」は「第9次安城市総合計画（案）35頁仕組み3現状・課題◆高齢化の進展により、医療や介護サービスにかかる費用の増加が見込まれるため、医療費や介護給付の適正化について利用者に周知し、適正に運営する必要があります。36頁施策の取組（2）高齢者の支援体制の実現①住民主体の見守り活動を支えながら、医療・介護・福祉などの専門職との連携を強化して「安城市版地域包括ケアシステム*2」を深化させ、地域で支え合う体制のさらなる充実を図ります。②地域で行う介護予防講座や健康体操など介護予防に資する取組を充実させ、支援を必要とする高齢者が参加しやすい通いの場を提供します。③地域住民主体の活動を促進するため、サロン活動や生活支援サービスなどの事業を継続し、生活支援コーディネーターによる活動を支援します。」との記載内容の詳細計画との位置づけということでしょうか、回答していただきたい。	第9次安城市総合計画では、各分野の事業で特に重点となるものを記載しております。したがって、あんジョイプランは、高齢者福祉における施策と介護保険制度について詳細に記載した計画です。	-	D

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
3	P2 第1章 2計画の内容と期間 (1)計画の内容	「本計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画と老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画として策定する高齢者福祉計画とを合わせて「あんジョイプラン」としています。介護保険事業計画は、介護保険サービスの種類ごとの見込量等について定め、保険料を算定するなど、介護保険事業運営の基本となる計画です。一方、高齢者福祉計画は、すべての高齢者を視野に入れ、介護保険の給付対象とならない高齢者の福祉サービスはもとより、地域における高齢者の福祉全般にわたる施策も含んでいます。」との記載があります。「介護保険事業計画」と「高齢者福祉計画」の異なる計画を「あんジョイプラン」という一つの計画として策定されている意図はどこにあるのでしょうか、回答していただきたい。	国から高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するよう求められており、その理由としましては、以下の2点がございます。1つ目は、高齢者関連施策が高齢者福祉計画と介護保険事業計画の2つの計画に分けて記載されていると、計画体系や施策・取組の全体像が把握しにくくなります。目的別で計画体系を一体化して整理することで、施策・取組の全体像が把握しやすくなります。2つ目は、地域共生社会の実現に向けて、福祉分野（高齢者、障害者、子ども、保健医療等）間の横断的な連携が重要となります。地域共生社会の実現を目指す一端を担う高齢者部門の位置づけを整理して示すことができます。以上の理由から、高齢者福祉計画と介護保険事業計画は一体化され、同時に策定されています。	-	D
4	P2 第1章 (2)他の計画との関連	「本市行政の基本指針としての安城市総合計画のもと、施策に関する部門別計画を策定し、各種事業を推進しています。また、地域における高齢者・障害のある人・子どもの福祉をはじめ、あらゆる福祉に関して共通して取り組むべき事項等を定めた計画として、地域福祉計画が位置づけられています。このため、本計画は、こうした他の計画と整合性を図りながら策定しました。」との記載があります。本計画と第9次安城市総合計画（案）との関係は「本市行政の基本指針としての安城市総合計画のもと、施策に関する部門別計画を策定し、各種事業を推進しています。」の記載により、本計画が総合計画の詳細計画であることを理解できますが、本計画と第5次安城市地域福祉計画（案）との関係は「あらゆる福祉に関して共通して取り組むべき事項等を定めた計画として、地域福祉計画が位置づけられています。」の記載内容ではどのような関係であるのか理解できません。総合計画とどのように本計画は地域福祉計画の詳細計画なのでしょう、また、総合計画と地域福祉計画とはどのような関係なのでしょう、回答していただきたい。	はじめに、地域福祉計画と総合計画の関係は、地域福祉計画が、本市の最上位計画である「安城市総合計画」を地域福祉の視点から実現するための理念や方策を定め、住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などが相互に協力し地域福祉を推進するための計画となっております。次に、地域福祉計画とあんジョイプランの関係ですが、まず地域福祉計画が高齢者、障害のある人、子どもなどを対象とした各分野の福祉等関連施策のうち、特に地域的な対応が必要な取組と支援策等の方向性を示し、それぞれの分野の施策等を横断的につないでいく総合的な計画として位置づけられています。そして、あんジョイプランは、地域福祉計画で示されている高齢者施策とそれ以外の高齢者施策について詳細に記載した高齢者に関連する計画となっております。地域福祉計画とあんジョイプランの関係につきましては、お互いの計画には、共通して取り組む施策が含まれているということです。	-	D
5	P3 第1章 (3)計画の期間	「介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項に定められているとおり、3年を1期として策定しており、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間としています。なお、高齢者福祉計画は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間の計画として策定しました。これまでは、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）を見通しながら計画を策定してきましたが、本計画の期間内に令和7年（2025年）を迎えます。」との記載があります。「介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項に定められているとおり、3年を1期として策定しており、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間としています。」とことですので、あんジョイプラン10は計画期間は令和8年度までで、令和9年度からあんジョイプラン11となるのでしょうか、回答していただきたい。	令和9年度から「あんジョイプラン11」となる予定です。	-	D
6	P4 第1章 3計画の策定体制 (1)策定体制	「本計画の策定にあたっては、介護保険事業の進捗管理等を行っている介護保険・地域包括支援センター運営協議会を母体とする「あんジョイプラン10策定委員会」を設置し、策定しました。この策定委員会を中心とした計画の策定体制は、以下のとおりです。」との記載がありますが、4Pの図解はとても分かりやすい。	ご意見をいただき、ありがとうございます。今後もわかりやすい記載になるよう努めてまいります。	-	D
7	P5 第1章3 (2)高齢者等実態調査	「市民の生活や高齢者介護の状況、福祉への意向、事業者における課題等を把握し、「あんジョイプラン10（第9次安城市高齢者福祉計画・第9期安城市介護保険事業計画）」策定のための基礎資料とするため、以下の調査を実施しました。」との記載がありますが、各種の調査を実施され、多くの住民の意見を吸い上げられて計画を策定されている点は高く評価できます。	ご意見をいただき、ありがとうございます。今後も多くの方の意見を吸い上げられるよう努めてまいります。	-	D

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
8	P6 第2章 高齢者を取り巻く現状 1人口の推移 (1)人口の推移 (2)人口ピラミッド	「本市の総人口は、令和5年（2023年）10月1日時点で188,456人です。総人口は増加基調で推移してきましたが、令和2年（2020年）以降はほぼ横ばいで推移しています。高齢者人口は、増加傾向にあり、令和5年（2023年）は41,250人となっています。」との記載がありますが、人口及び高齢者人口の推移は本計画のベースであり、広く住民に周知していただきたい。	あんジョイプラン10の積極的な啓発と取組の推進を通じて周知を図ってまいります。	-	D
9	P6 高齢者人口について P12 認定者数・率について	65歳以上の伸びより75歳以上の伸びが上回るなかで、一般的には認定者数が増えることも考えられます。しかし、フレイル予防や介護予防事業に取り組むなかで認定者数・率を増やさないことができないのでしょうか。第8期の実績に比べ認定者数・率が高いように考えます。	認定者数は増加しておりますが、これまで取り組んできたフレイル予防や介護予防事業を継続的に実施してきたことで、他市に比べて認定率の伸びは抑えられております。このため、今後も事業を継続してまいります。	-	D
10	P8 第2章 (3)日常生活圏域の設定 (4)日常生活圏域別の主な介護保険サービス、老人福祉施設等 (5)日常生活圏域設定図	「本市の日常生活圏域は、各中学校区の8圏域を設定しております。」との記載がありますが、第9次安城市総合計画（案）期間中はこの日常生活圏域の変更の見込みは無いという認識で良いでしょうか、回答していただきたい。	日常生活圏域に変更はございません。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
11	P19 (2)安城地域リハビリネットワークの懇親会のまとめ	P35～「1-2健康づくりの推進」 施策の目的「心身の健康を維持しいきいきとした生活を送るために、社会全体で相互に支え合い、市民一人ひとりの健康に対する意識の向上と健康づくりの実践を推進します」 施策内容「高齢者の個別的支援と『通いの場』等への関与を両輪で取り組み、保険事業と介護予防の一体的な実施を図ります」 主な個別事業（1-2-2）「医療・健診・介護等のデータを活用した地域の健康課題の分析に基づき、個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を行う」 以上を踏まえて ①「サロンでの介護予防活動のデータが蓄積されている」に関して、「施策の目的」に鑑み、市はデータを分析して施策に反映していただきたい。	市民の健康づくりの推進のため、サロンでの介護予防活動のデータや市が持っている情報を活用し、支援を要する人を把握した上で専門職等と連携し、効果的な介護予防事業を行ってまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
12	P19 (2)安城地域リハビリネットワークの懇親会のまとめ	P35～「1-2健康づくりの推進」 施策の目的「心身の健康を維持しいきいきとした生活を送るために、社会全体で相互に支え合い、市民一人ひとりの健康に対する意識の向上と健康づくりの実践を推進します」 施策内容「高齢者の個別的支援と『通いの場』等への関与を両輪で取り組み、保険事業と介護予防の一体的な実施を図ります」 主な個別事業（1-2-2）「医療・健診・介護等のデータを活用した地域の健康課題の分析に基づき、個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）を行う」 以上を踏まえて ②介護が必要になる懸念される人についてサロンは「リスクが高い人が参加する形にはなっていない」また「サロン参加者の固定化（の傾向がある）」とある。また通いの場への支援について「サロン実施者を巻き込んだ実施ができていない」とあることから、「施策内容」に鑑み、上記の懸念を払しょくするための事業を具体化して欲しい。	市が収集したデータを分析し、支援を要する人に的確にアプローチを行いつつ、誰もが気軽に参加して健康づくりを行うことができるように、専門職と協働してサロン活動の充実を支援してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
13	P22 移動手段の確保が困難について	各施設の送迎車両の利用を検討してはどうか。	他の自治体における先進事例の調査を行いながら、民間事業者の送迎車などを移動制約者向けに利用するなどの公民連携型の移動支援について調査・研究を進めてまいります。	-	D

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
14	P22 高齢者は役割を持ちたいと思っているが、持ちにくい状況にあるについて	高齢者の役割が持てるような企画を町内会で検討してはどうか。	高齢者が生きがいを持って暮らすことができるように、町内会含め地域全体で話し合いながら社会参加の機会・企画を創出してまいります。	-	D
15	P22 スマホの使い方について	地域へ協力を依頼し、計画的に教室等を検討してはどうか。	地域の理解を得ながらスマホ教室を定期的を開催するなどデジタル活用に向けた支援を実施し、誰もが社会参加できる機会が増えるように支援してまいります。	-	D
16	P22 市サービス利用や手続き、防災関係、情報提供などにスマホ利用について。	1つの共通したアプリ（みまもりあいアプリ等）を導入したらどうか。	アプリについて既存のアプリもありますので導入することは現時点において考えておりませんが、様々な施策を検討するうえでの参考にさせていただきます。	-	D
17	P25 ACPIについて	周知されるように積極的に活動してほしい。	広く市民や専門職の集まる場を活用し、積極的な周知啓発を行ってまいります。	-	D
18	P29 懇話会の意見について	懇話会の意見で、「認定の結果が遅く、希望するサービスや適したサービスが利用できない」とあります。介護認定調査員が非正規雇用で人数が少ないのが問題だと思います。是非、正規雇用で大幅人員増をお願いします。			
19	P77～P78 介護保険事業の円滑な運営、保険者機能の強化	どちらで取りあげていただくのが適切か判断に迷いますが、是非、早急に改善できる体制を整備していただきたいです。 2022（R4）年頃から要介護申請⇒訪問調査⇒認定までの期間が長くなっています。申請から訪問調査までの期間が1ヶ月半、2ヶ月という事例が出ています。 少なくとも1～2週間後には訪問調査ができるような体制をどのように作るのか。事業計画に位置づけていただきたいです。 そのためには訪問調査員の一定数を市の正規職員が担うことが必要と考えます。	認定調査の遅れの解消は、喫緊の課題と考えております。調査ができる件数を増やすため、調査員の増員に努めるとともに、認定調査の外部委託の手法も含め、早期に解消できるよう対策を進めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
20	P29 認定の結果が遅く、希望するサービスや適したサービスが利用できない現状について	状況に応じた最適なサービスが提供できるよう、審査会の開催頻度等を増加してほしい	介護認定審査会は週5回開催しており、現時点で開催回数を増やすことは考えておりません。認定調査の遅れの解消は、喫緊の課題と考えており、調査ができる件数を増やすため、調査員の増員に努めるとともに、認定調査の外部委託の手法も含め、早期に解消できるよう対策を進めてまいります。	-	D
21	P29	懇話会の意見で、「デイサービスの撤退が相次いでおり～」とあります。市はデイサービスの撤退の理由を把握していますか？把握したうえで対策をプランに盛り込んでください。	廃止届に廃止の理由を記載する必要があるため、廃止理由につきましては把握しております。廃止される理由は様々ですが、対策につきましては、サービス低下につながらないよう調査・研究を進めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
22	P29 デイサービスの撤退、慢性的な介護人材不足、夜勤ができる人材不足について	介護離職に繋がる介護人材不足は社会的課題である。社会的課題に対して、行政が主導して実効性の高い対策を実施して欲しい。	国や県の動向を注視のうえ、適時適切に対応してまいります。	-	D
23	P48	介護制度をよくしていくためには、十分な予算と人材が必要である。この点は国の施策責任が大きいので、改善のため従来以上に機会をとらえて、市としての意見を、国はもちろん県に対しても、何度も何度も具申していただきたい。			
24	P48、P75	介護人材の確保は喫緊の課題だと思います。介護人材の不足は業務内容に見合った労働報酬になっていないことが大きな原因と言われていますが、施策内容にそのことが触れられていません。本来国がすべきことですが、市としてもできる範囲で対応してください。対策を盛り込んでください。			
25	P36 第4章 施策・個別事業 1健康と生きがいづくり、介護予防の推進 1-1 介護予防と生活支援の充実 1-1-11 生活支援サービスの体制整備	「認定者、事業対象者を主な対象とした住民活動（団体数）の目標（令和8年度）16団体」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	直近過去3年の団体数は、令和2年度末が10団体、令和3年度末が11団体、令和4年度末が12団体となっています。利用団体は多い方が望ましいですが、新規団体の増加率、既存団体の廃止状況なども踏まえ、目標値を設定しました。	-	D
26	P55 1-1-11 生活支援サービスの体制整備	「認定者、事業対象者を主な対象者とした住民活動（団体）の目標（令和8年度）16団体」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。			
27	P37 第4章 1-2 健康づくりの推進 1-2-1 後期高齢者医療健康診査・特定健康診査	「後期高齢者医療健康診査実施率（％）の目標（令和8年度）48.0％」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	令和4年度であんじョイプラン9における目標値45.0％を達成したため、概ね各年度1％の増加が見込めると考え目標値を設定しました。	-	D
28	P56 1-2-1 後期高齢者医療健康診査・特定健康診査	「後期高齢者医療健康診査（％）の目標（令和8年度）48.0％」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。			
29	P39 第4章 1-3 生きがいづくりの支援 1-3-4 高齢者社会参加促進事業	「あんくるバス後期高齢者月平均利用者数（人）の目標（令和8年度）19,699人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	過年度の実績及び対象高齢者の増加状況を踏まえ目標値を設定しました。	-	D
30	P57 1-3-4 高齢者社会参加促進事業	「あんくるバス後期高齢者月平均利用者数（人）の目標（令和8年度）19,699人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。			

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
31	P39 第4章 1-3 1-3-9 シルバーカレッジ	「シルバーカレッジのクラス数（クラス）の目標（令和8年度）」2クラスとの記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	シルバーカレッジは2か年の連続講座として実施しています。学年ごと（入学年ごと）に1クラスとし、目標値を設定しました。	-	D
32	P58 1-3-9 シルバーカレッジ	「シルバーカレッジのクラス数（クラス）の目標（令和8年度）」2クラスとの記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。			
33	P40 第4章 1-3 1-3-10 地域における高齢者スポーツの推進	「歩け・ランニング運動の参加者数（人）の目標（令和8年度）7,700人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	コロナ禍前の水準に戻すこととして、過年度の実績値から目標値を設定しました。	-	D
34	P41	町内会で高齢者向けのサロンを開いています。でも本当は参加してほしい、孤立していたり外出が困難な人はなかなか参加できません。市はそういう人たちの参加を後押しする手立てをとって欲しいです。	サロンを開催していただきありがとうございます。孤立の方や外出が困難な方を誘発する要因は様々と考えられます。既存の施策を活用しつつ、地域における高齢者や障害者、子育て世帯などの多様なニーズに応えるための総合的な支援サービスである重層的支援体制整備事業に取組み、市の担当者が、市民の皆さんの生活の場に出向いて、相談や情報提供を行うアウトリーチの手法を取り入れてまいります。	-	D
35	P41 第4章 2地域でふれあい、安心して生活できるまちづくりの推進 2-1 住民主体の地域福祉活動の支援 2-1-4 サロンの開催支援	「月1回以上開催のサロン数の目標（令和8年度）210団体」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	担い手不足等の課題により、廃止されるサロンもある中で、地域でのサロン開催を継続的に支援し維持する目標値を設定しました。	-	D
36	P61 2-1-4 サロンの開催支援	「月1回以上開催のサロン数（団体）の目標（令和8年度）210団体」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。			
37	P42 高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に自立した日常生活を送ることについて	要支援者の行き先がない。要支援は一部の介助が必要な方であり、独居や老老介護で誰かのサポートがないと、生活ができない。小規模への相談も要支援者が大半で、服薬管理、安否確認などの依頼も多い。しかし、経営していくには要支援者の方々ばかりを受け入れることができず、もどかしい。地域密着事業所としての役割を果たすためにも、対応を見直して欲しい。	利用者が介護保険サービスをより一層有効に活用できるよう、調査・研究を進めてまいります。	-	D
38	P42 第4章 2-1 在宅生活の支援 2-2-1 高齢者外出支援サービス事業	「高齢者外出支援サービス事業チケット交付者数（人）の目標（令和8年度）」2,088人との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	過年度の実績及び対象高齢者の増加状況などを踏まえ目標値を設定しました。	-	D
39	P62 2-2-1 高齢者外出支援サービス事業	「高齢者外出支援サービス事業チケット交付者数（人）の目標（令和8年度）2,088人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。			

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
40	P42 在宅生活の支援	高齢者外出支援サービスとして一般タクシーの利用料金の助成は、大切な事業と考えますが、現状はタクシー不足で利用しづらい状況です。この点での対応が必要であると考えます。	一般タクシーの運転手不足により利用しづらい状況は、移動支援についての課題としてとらえておりますので、他市で実施している事例等を確認し、調査・研究を進めてまいります。	-	D
41	P42、P62	タクシー利用料の助成は助かりますが、そもそもタクシーが不足して通院のために予約しようとしても予約できない状況です。また1乗車1枚では使いづらいので、自由に使えるようにしてほしいです。他市で複数枚使える所も聞いています。1乗車1枚の理由は何ですか？	令和3年度に事業を開始するにあたり、他市の状況及び事業者との協議を踏まえ1乗車1枚としております。また、1乗車1枚にすることで、外出機会を創出することを目的としております。	-	D
42	P43 第4章 2-2 2-2-23 防犯啓発活動の推進	「高齢者対象の防犯教室の参加者数（人）の目標（令和8年度）730人との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。また、令和4年度の実績より目標値が下回っているのはなぜでしょうか、回答していただきたい。	過去5年間の実績の平均値より目標値を設定していたため、目標値が実績よりも下回っていましたが、コロナ禍期間（令和2.3年度）を除いて再計算しました。目標値は、【730人】から【1,050人】に変更しました。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
43	P68 2-2-23 防災啓発活動の推進	「高齢者対象の防犯教室の参加者数（人）の目標（令和8年度）730人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。			
44	P43 第4章 2-2 2-2-24 交通安全啓発活動の推進	「交通安全教室参加者数（人）の目標（令和8年度）700人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	過去5年間の実績の平均値より目標値を設定していたため、目標値が実績よりも下回っていましたが、コロナ禍期間（令和2.3年度）を除いて再計算しました。目標値は、【700人】から【920人】に変更しました。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
45	P69 2-2-24 交通安全啓発活動の推進	「交通安全教室参加者数（人）の目標（令和8年度）700人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。			
46	P44 第4章 2-3 2-3-3 認知症サポーターの養成と活用	「認知症サポーターステップアップ講座修了者数（累計：人）の目標（令和8年度）」175人との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	過年度の実績及び高齢者の増加状況などを踏まえ目標値を設定しました。	-	D
47	P45 介護者に対する支援 No2-4-11 事業名：在宅寝たきり高齢者等介護人手当事業について	介護人手当が月3,000円、オムツ費用助成は7,000円が支給されていますが、オムツの利用状況は個人差があり皆が同じ量必要であるとは限りません。オムツ助成券はほぼオムツに限定されるため、オムツ以外の様々な介護に必要な物を購入することが難しく不便を感じています。オムツ費用助成と介護人手当の割合を見直していただき、少しでも介護している人をねぎらうため検討していただきたい。	オムツ費用助成と介護人手当につきましては、平成25年に手当受給者実態調査を行い決定しておりますが、効果的なサービス提供方法について調査・研究を進めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
48	P45、P71～P72	在宅寝たきり高齢者等介護人手当はおむつ券7,000円分と共に3,000円支給されます。おむつ券はとてありがたいのですが、7,000円は使いきれませんでした。現金ならおむつを買う時も使えますし、自分の為にも使えます。トータルで10,000円なら、おむつ券を減らして介護人手当を増やしてください。			

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
49	P46 第4章 2-5 医療と介護連携の推進 2-5-3 ICTを活用した情報連携	「サルビー見守りネット登録療養者数（人）の目標（令和8年度）」1,000人との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	直近過去3年の登録療養者数は、令和2年度末355人、令和3年度末460人、令和4年度末614人となっています。高齢者の増加状況やシステム利用者の増加状況を踏まえ目標値を設定しました。	-	D
50	P73 2-5-3 ITCを活用した情報連携	「サルビー見守りネット登録療養者数（人）の目標（令和8年度）1,000人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。			
51	P48 第4章 3介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運用 3-1 介護人材の確保・離職防止 3-1-4 介護関連資格取得等補助	「介護関連資格取得補助事業交付件数（件）の目標（令和8年度）10件」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	過年度の実績を踏まえ目標値を設定しました。	-	D
52	P75 3-1-4 介護関連資格取得等補助	「介護関連資格取得等補助事業交付件数（件）の目標（令和8年度）10件」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。			
53	P49 的確で質の高いサービス 特養利用料の問題 (ショートステイ)	新しくできた特養のほとんどがユニット型個室で、居住費が高く、1日2,000円前後、1ヶ月60,000円位かかります。その他の費用を合わせて140,000円～150,000円かかります。夫の年金のほとんどで家族の生活費が足りません。住民税非課税世帯のサービス利用料を減免してください。	施設への入所に伴う費用は、介護保険の給付の対象になるものと対象外のものがあります。介護保険の給付対象になる費用については、世帯の所得状況等に応じて個人負担の限度額が定められており、超過分は介護保険からご本人にお返しします。また、特別養護老人ホームの部屋代や食事代は、基本的に介護保険の給付対象外ですが、世帯の全員（別居の配偶者を含む）が住民税非課税で、かつ、預貯金等の資産が所得状況に応じて定められた基準額以下であること、その他要件を満たす場合は、軽減を受けられますので、ご相談ください。	-	D
54	P49 第4章 3-2 的確で質の高いサービスの提供 3-2-1 介護給付等費用適正化事業	「ケアプランチェック実施事業者数（か所/年）の目標（令和8年度）10か所」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	過年度の実績及びケアプランを作成する居宅介護支援事業所数の大幅な増減は見込まれないことを踏まえ目標値を設定しました。	-	D
55	P76 3-2-1 介護給付等費用適正化事業	「ケアプランチェック実施事業者数（か所）の目標（令和8年度）10か所」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。			
56	P49 第4章 3-2 的確で質の高いサービスの提供 3-2-2 介護サービス事業者等への指導・監督	「介護サービス事業者等への運営指導数（件）の目標（令和8年度）52件」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	介護サービス事業者等に対して、定期的に運営指導を行なえるように目標値を設定しました。	-	D
57	P76 3-2-2 介護サービス事業者等への指導・監督	「介護サービス事業者等への指導数（件）の目標（令和8年度）52件」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。			

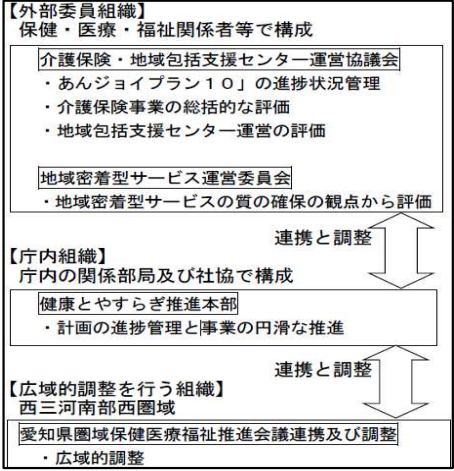
No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
58	P52 1-1-3 短期集中型介護予約サービス	「短期集中型介護予防サービス利用者実人数（件）の目標（令和8年度）110人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	過年度の実績及び高齢者の増加状況、要介護認定結果等を踏まえ目標値を設定しました。	-	D
59	P53 1-1-5 自立支援サポート会議	「自立支援サポート会議での会議件数（件）の目標（令和8年度）10件」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	過年度の実績及び実施後の検証を踏まえ目標値を設定しました。	-	D
60	P54 1-1-8 地域介護予防活動支援事業	「町内健康体操教室実施か所数（か所）の目標（令和8年度）59か所」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	59の回答と同じです。	-	D
61	P54 1-1-9 地域リハビリテーション活動支援事業	「地域リハビリテーション活動支援事業実施数（回）の目標（令和8年度）150回」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	過年度の実績及び高齢者の増加状況などを踏まえ目標値を設定しました。	-	D
62	P54 1-1-10 地域ケア会議	「地域ケア個別会議の開催回数（回）の目標（令和8年度）120回との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	61の回答と同じです。	-	D
63	P55 1-1-13 高齢者地域生活支援促進事業	「高齢者地域生活支援促進事業利用団体（団体）の目標（令和8年度）68団体」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	直近過去3年の団体数は、令和2年度末45団体、令和3年度末46団体、令和4年度末55団体となっています。新規団体の増加状況、既存団体の廃止状況などを踏まえ目標値を設定しました。	-	D
64	P55	あんジョイ生活サポーター養成研修ですが、本来59時間必要な研修を就労場所を安城市内に限るとしても、わずか3時間にするとするのは人手不足はわかりますがあまりにも短時間過ぎて生活支援をお願いする側としては不安です。安心して支援をお願いできるようきちんと時間を取って研修してください。	人手不足により時間を短縮した経緯があります。令和5年度の研修では多くの方に興味を持っていただくよう時間を短縮し、他の研修への拡張性を広げ、介護業界への入口という意図がありました。人材の創出と研修時間の適切性を検討し今後の研修に反映していきます。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
65	P57 1-3-1 老人クラブへの支援	「老人クラブ数（団体数）の目標（令和8年度）85団体」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	過年度の実績及び既存団体の廃止状況なども踏まえ目標値を設定しました。	-	D
66	P57	高齢者人口は増えているのに、老人クラブの団体数・会員数共に減らした目標にしているのはなぜですか。	高齢者が増加する中、ライフスタイルの多様化により、新規加入者が減少している現状を踏まえ目標値を減らして設定しております。	-	D
67	P57	路線バスの補助とあんくるバスの運行及び高齢者無料はとても助かるので、ぜひ継続してください。	75歳以上の高齢者に対するバス無料化は、高齢者の外出を支援することにより、高齢者の社会参加を促進する目的の事業ですので、今後も継続してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
68	P58 1-3-5 シルバー人材センターの支援・雇用の場の確保	「シルバー人材センター登録会員数（人）の目標（令和8年度）1,227人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	61の回答と同じです。	-	D
69	P58 1-3-8 高齢者教室	「高齢者教室の教室数（教室）の目標（令和8年度）11教室」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	安城市内には、地区公民館が10館あり、すべての地区公民館で高齢者教室を1教室開講しています。ただし、北部公民館のみ「北部教室」、「志貴教室」の2教室を開講していますので、合計11教室として目標値を設定しました。	-	D
70	P59 1-3-10 地域における高齢者のスポーツの推進	「おはよう！ふれあいラジオ体操会の参加者数（人）の目標（令和8年度）20,000人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	コロナ禍前の水準に戻すこととして、過年度の実績から目標値を設定しました。	-	D

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
71	P59 1-3-11 「農」のある暮らしの推進	「野菜づくり入門コース実施数（講座）の目標（令和8年度）2講座」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	1年間の長期間では受講者が集まり難く、「春夏野菜づくり（4月～8月）」と「秋冬野菜づくり（8月～1月）」の2講座で実施することで、より多くの市民の方が受講できると考え、目標値を設定しました。	-	D
72	P59 1-3-12 福祉センター講座	「福祉センター講座数（講座）の目標（令和8年度）55講座」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	福祉センターにおける自主グループ等による部屋の利用状況を踏まえ、目標値を設定しました。	-	D
73	P60 1-3-13 福祉センターサロン	「福祉センターサロン数（サロン）の目標（令和8年度）65サロン」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	72の回答と同じです。	-	D
74	P61 2-1-5 住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	「住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング件数（件）の目標（令和8年度）150件」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	住民組織と企業とのマッチング件数が増えた令和4年度の実績を踏まえ、住民組織のニーズに合わせたマッチングを継続的に行うため目標値を設定しました。	-	D
75	P63 2-2-4 寝具乾燥事業	「寝具乾燥事業の利用者数（人）の目標（令和8年度）52人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	過年度の実績及び高齢者の増加状況を踏まえ目標値を設定しました。	-	D
76	P63 2-2-5 訪問理容サービス事業	「訪問理容サービス事業延利用者数（人）の目標（令和8年度）70人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	75の回答と同じです。	-	D
77	P64 2-2-7 高齢者軽度生活援助事業	「高齢者軽度生活援助事業月延利用者数（人）の目標（令和8年度）1,420人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	75の回答と同じです。	-	D
78	P64 2-2-9 友愛訪問事業	「友愛訪問事業訪問者数（人）の目標（令和8年度）170人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	過年度の実績及び老人クラブ会員の減少状況を踏まえ目標値を設定しました。	-	D
79	P65	福祉電話事業の目標を実績より減らしているのはなぜですか。	ひとり暮らし高齢者の安否確認を目的とした事業ですが、平成26年をピークに利用者が年々減少しております。今後も利用者の増加が見込まれない現状を踏まえ目標値を減らして設定しております。	-	D
80	P65 2-2-10 福祉電話事業（電話訪問サービス）	「福祉電話事業（電話訪問サービス）利用者数の目標（令和8年度）75人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	過年度の実績及び事業に対するニーズを踏まえ目標値を設定しました。	-	D
81	P65 2-2-11 緊急通報装置設置事業	「緊急通報装置設置数（台）の目標（令和8年度）450台」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	75の回答と同じです。	-	D
82	P66 2-2-13 高齢者給食サービス事業	「高齢者給食サービス配食数（食）の目標（令和8年度）112,000食」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	75の回答と同じです。	-	D
83	P66 2-2-15 人にやさしい住宅リフォーム費助成事業	「住宅リフォーム助成実施数（件）の目標（令和8年度）210件」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	75の回答と同じです。	-	D

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
84	P67 2-2-16 家具転倒防止器具取付事業	「家具転倒防止器具取付設置数（世帯）の目標（令和8年度）12世帯」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	51の回答と同じです。	-	D
85	P67 2-2-17 市営住宅建設事業	市営住宅に入居したいが入居できない人がいる。戸数を増やすべきと思う。それができないのなら民間アパートの借り上げ等をしてほしい。	人口推計を考慮しつつ、将来的な必要戸数を検討してまいります。また、民間アパートの借り上げ等については、先進事例を踏まえ調査・研究を進めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
86	P68 2-2-20 地域ぐるみの防災活動の推進	「自主防災訓練の実施率（％）の目標（令和8年度）100％」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	大規模災害への備えとして、全ての自主防災組織に防災訓練を実施していただき、地域の防災力向上につなげることを踏まえ目標値を設定しました。	-	D
87	P70 2-3-2 認知症高齢者見守り事業	「見つかるつながるネットワーク登録者数（累計：人）の目標（令和8年度）450人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	直近過去3年の登録患者数は、令和2年度末279人、令和3年度末314人、令和4年度末348人となっており、高齢者の増加状況や登録者数の伸びを踏まえ目標値を設定しました。	-	D
88	P70 2-3-3 認知症サポーターの養成と活用	「認知症サポーター養成講座（回）の目標（令和8年度）25回」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	過年度の実績及び講座に携わる担い手からの意見を踏まえ目標値を設定しました。	-	D
89	P71 2-3-4 認知症カフェの充実	「認知症カフェか所数（累計：か所）の目標（令和8年度）14か所」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	過年度の実績及び認知症カフェの支援に携わる担い手からの意見を踏まえ目標値を設定しました。	-	D
90	P71 2-4-1 在宅ねたき高齢者等介護人手当事業	現在月3,000円支給だが、以前5,000円であった。介護人の苦労は大変なものである。増額をせつに希望する。	介護人手当の対象者が増加傾向であり、今後も制度を継続していくために調査・研究を進めてまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
91	P72 2-4-2 おむつ費用助成事業	「おむつ費用助成事業（人）の目標（令和8年度）570人」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	75の回答と同じです。	-	D
92	P75 介護人材の確保	介護の仕事は本当に大変で、それに見合った賃金保障、確保が見直されるべきだと思います。ケアマネの質の向上、知識（制度利用）が低く、自分で調べて申請したり、申告して、知らなければ利用出来ないことがあった。	介護職員の賃金改善につきましては、国において、介護職員処遇改善加算に加え、令和元年10月からは介護職員特定処遇改善加算が創設されており、令和6年度から介護職員の処遇改善等が改定されます。ケアマネジャーにつきましては、質の高いサービスの提供が行われるように適切に実施指導を行ってまいります。	-	D
93	P75 介護人材の確保・離職防止	意見交換会の実施や職場環境改善支援、資格取得等補助などが掲げられていますが、これだけでは介護人材の確保は困難と考えます。介護人材の確保は、介護士などの賃金が全産業平均に比べ70,000円程度低い実態を改善することが必要です。格差解消のために介護現場の実態を把握できる立場にある保険者が、国に対して強気に働きかける姿勢が必要と考えます。	国や県の動向を注視のうえ、適時適切に対応してまいります。	-	D

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
94	P76 3-2-3 ケアプラン指導研修事業	「ケアプラン指導研修会開催数（回）の目標（令和8年度）4回」との記載がありますが、目標値の設定根拠を回答していただきたい。	過年度の実績及び研修会実施後の検証を踏まえ目標値を設定しました。	-	D
95	P77 3-2-4 事業量	派遣数（回）R3-0回→R4-18回→R8-450回、相談数（人）R3-0人→R4-84人→R8-4,900人 R8の数字があまりにも多いが理由は何か。	新型コロナウイルス感染症により、相談員を施設に派遣することができませんでした。今後は、施設の受入状況にもよりますが、計画通り派遣できるよう目標値を設定しました。	-	D
96	P77 介護保険事業の円滑な運営 (3-3-4)	利用料が減免となる対象者の収入が103万円以下であって、かつ生計同一者の収入額と合計しても164万円以下となっています。これでは低すぎます。減免となる要件を引き上げてください。	近隣他市の動向を注視のうえ、適時適切に対応してまいります。	-	D
97	P82～P83 サービス別の受給状況	サービス別の介護給付費の実績が述べられています。このなかで、「総給付費の対計画比は、令和3年度で95.9%、令和4年度で93.1%となっており、いずれも計画値内におさまっています」と記されています。計画を下回ったことが剰余金発生の一要因であり、第1号被保険者の保険料が結果として「高かった」こととなります。計画値内におさまった要因がどこにあったのか、分析をしていただきたいと思えます。	給付費の分析につきましては、厚生労働省が提供する、地域包括ケア「見える化システム」を使用することで、他市と比較しながら、分析を行っております。できるだけ推計値と将来の実績値に乖離がないように保険料算定を行っております。また、R3及びR4につきましては、コロナ禍でもありサービス利用を控えたことも一因と考えております。	-	D
98	P88～89P サービス見込額等	介護サービス毎に3年間の給付費等が見込まれています。2022（R4）年度の保険給付費が、制度創設以来、初めてマイナスになりました。第9期終了間際に計画を数%下回ることがないように正確に見込んでおられるのでしょうか。2022（R4）年度の施設サービスの決算額は、24億8,600万円余で前年比98.4%でした。23年度予算は、前年度比110.5%増の27億4,900万円が計上されています。決算見込額は、これを相当下回るのではないのでしょうか。第9期の初年度である2024（R6）年度の施設サービスの合計は、29億3,100万円余で、23年度予算比106.6%伸びるとされています。2施設が新規オープンするとはいえ過大な計上であると考えます。ちなみに「ひまわり」と「こころくばり」がオープンした2018年度の前年度比は105.2%、19年度は104.7%、20年度は100.4%でした。この実績からも給付費は計上額よりも引き下げられると考えます。また、施設サービスの給付費・人数は、3年間同じになっていますが、このようなことはあり得ないのではないのでしょうか。	第9期における介護保険料は、第8期と同様、厚生労働省が提供する、地域包括ケア「見える化システム」を使用し算出しております。ご意見のとおり、推計が過大・過少と思われる場合もございますので、サービス見込量・利用回数・給付費が適正であるか、各サービス毎に確認し、P88～P89のサービス見込み推計値を修正しております。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
99	P92 第1号被保険者保険料の見込み	1号被保険者保険料算定の表が示されていますが、これを見て理解できる市民がどれほどいるのでしょうか。たとえば知立市の第8期計画のように市民が理解できる様式に変えていただきたいと思えます。また、保険料算出に当たり準備基金は全額取り崩すことが示されていますが、繰越金については触れられていません。基金にしても繰越金にしても剰余金であることに違いはありません。繰越金についても償還金など必要な財源を除き、第9期介護保険料引き下げのために使ってください。市が定める介護保険料は、「おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」とされています。歳入・歳出は3年間で均衡するのが原則と考えます。国庫支出金や支払基金交付金、県負担金、一般会計繰入金は年度毎に精算されていることから3年間で均衡するように第9期介護保険料算定に活用してください。さらに2023（R5）年度末における黒字額は、22年度末の5億9,500万円を上回るのではと推測します。この点も考慮して介護保険料を引き下げてください。	市民が理解できる様式の変更につきましては、次期計画策定時までの検討課題とさせていただきますが、計算の流れがわかるように追記をいたしました。また、9期における保険料につきましては、基金を取崩すことで、9期の保険料基準額を【5,290円】から【5,200円】としており、8期から90円減額となります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
100	P92～94 介護保険料に関して	介護保険料の剰余金を取り崩し、介護保険料をもっと下げてください。特に低所得者の保険料率の引き下げ、所得14段階の見直し。国へ負担割合を引き上げてくれるように申請してください。			
101	P94 所得段階別の第1号被保険者保険料	所得段階を増やし、いっそう応能負担の保険料にするとともに、第1、第2段階の保険料率をさらに引き下げてください。			
102	P94 保険料について	例えば第5段階の人。は所得が80～120万円で中央値を取ると100万円。保険料は62436円だから所得の約6.2%。第10段階の人は所得が400～500万円で中央値を取ると450万円。保険料は118,628円だから所得の約2.6%。第14段階の人は所得が1,000万円以上で最低の1,000万円としても保険料は146,090円だから所得の約1.6%（所得2,000万円なら0.8%。3,000万円なら0.5%）。高額所得者ほど所得に占める保険料の割合が下がることになります。所得から衣食住に関わる生活にどうしても必要な費用を除くとこの逆累進性はますますひどくなります。所得に応じた保険料負担にしてください。	基金を取り崩し、保険料基準額を【5,290円】から【5,200円】に減額しております。また、国の示す所得段階に応じて所得段階を【14段階】から【16段階】を増やすことで、低所得者の保険料率及び保険料が上がらないように変更しました。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容を一部修正させていただきます。	A
103	P94 (10) 保険料	金額段階をより公平性に算出設定すべきでは、第4段階0.8…49,948円と第14段階2.5…156,000円を比べてもあきれる差である。10段階からは100万円刻みで、1,000万円以上は2,000万円まで100万円刻みでより平等にしてほしい。			
104	P95～P96 施設サービス	2024（R6）年4月に定員120人の介護老人福祉施設と定員18人の認知症対応型共同生活介護が開所することを理由に、第9期の3年間の施設整備計画は一つもありません。これでは待機者を解消することはできません。高齢者等実態調査において、「利用したいサービスとしては、『介護老人福祉施設やグループホームなどの介護保険施設』（18.7%）が最も高く」（28P）との結果が出ていることから地域密着型を含む介護老人福祉施設やグループホームの整備を計画に入れてください。	愛知県において医療圏域ごとに施設整備の計画が定められており、県との協議に基づき施設整備を進めております。令和6年4月開所する施設が3箇所あるため、本市の属する愛知県西三河南部西医療圏域における状況では、9期での施設整備がありませんが、次期計画において開設後の状況も踏まえて今後の整備計画を検討してまいります。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
105	P95	特別養護老人ホームや老人保健施設は整備計画がありませんが、高齢者が増加する中でこれで足りると思えません。整備してください。			

No.	該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
106	P99 第7章 計画の推進 計画の推進体制	<p>「計画に位置づけられた事業の実施にあたっては、外部委員組織として、「あんジョイプラン10」の進捗状況管理、介護保険事業の総括的な評価及び地域包括支援センター運営の評価を行うための「介護保険・地域包括支援センター運営協議会」、地域密着型サービスの質の確保の観点から評価を行うための「地域密着型サービス運営委員会」を開催します。さらに、市内の関係部局及び社協からなる「健康とやすらぎ推進本部」において、計画の進捗管理と事業の円滑な推進を図ります。また、広域的調整を行う組織である愛知県圏域保健医療福祉推進会議と連携及び調整を行います。」との記載があります。</p> <p>上記の説明と図解では「介護保険・地域包括支援センター運営協議会」と「地域密着型サービス運営委員会」と「健康とやすらぎ推進本部」と「愛知県圏域保健医療福祉推進会議」のそれぞれの役割は理解できますが、祖語関係が理解できません。</p> <p>例えば、以下のような図解に修正していただきたい。</p> 	外部委員会と市内組織との関係性と市内組織と愛知県圏域保健医療福祉推進会議との相互関係がわかるように、【連携と調整】という文言と【双方向の矢印】(⇄)を追加しました。	ご指摘の件は、左記の市の考え方に基づき、計画の内容に追加させていただきます。	A